

令和5年度

第2回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和5年度第2回江別市農業委員会定例総会議事録

令和5年5月31日（水） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
田中浩一
清水雅彦
山田保彦
伊藤良明
保倉浩行
中島清文
佐藤昇
得能謙二
渡部正廣
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 欠席委員（2名）

百瀬誠記
中田和孝

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	前田	幸一
	主査	川合	正洋
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第7号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第8号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第9号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第7 | 報告第10号 | 第2回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） |
| 日程第9 | 議案第4号 | 第2回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第5号 | 令和4年度最適化活動の点検・評価について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和5年度第2回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、山田委員、長谷川委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和5年度第2回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和5年5月31日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和5年度第1回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に百瀬委員、中田委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第7号

- 議長 日程第4 報告第7号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
武山主事。
○武山主事 報告第7号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.8からNo.10の3件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.8からNo.10は、公簿地目 畑3筆 計1,454.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第7号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第7号を終結いたします。

◎報告第8号

○議長 日程第5 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのは、No.3からNo.4の2件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 その他2筆 計703.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第8号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終結いたします。

◎報告第9号

○議長 日程第6 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのはNo.1の1件で、全2筆 畑34,559.00㎡です。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。

- 議長 これより報告第9号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終結いたします。

◎報告第10号

- 議長 日程第7 報告第10号 第2回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第10号 令和5年度第2回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件2 第2回農用地利用集積計画の決定について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第10号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第10号を終結いたします。

◎議案第3号

- 議長 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

- 大野主任 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請（知事処分）についてをご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1からNo.2の2件でございます。

本件は、市街化調整区域における権利の設定又は移転を伴う転用で、北海道知事処分事件となるものでございます。

No.1の転用目的は7月22日に開催予定の花火大会の来場者用臨時駐車場で、終了後、農地に復元される一時転用案件でございます。

No.2の転用目的は、法人が当該法人の代表個人から使用貸借で借りている農地において、農林水産省からの交付金を受給しながら、かつ既存のバイオ関係施設を再整備しつつ、バイオガス発電設備を新たに建設し転用許可を取得するものであります。

農地法等関係条項に照らし、許可相当と考えられます。

以上、2件 畑6筆 117,565.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第3号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第4号

○議長 日程第9 議案第4号 第2回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 議案第4号 第2回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが4件22筆296,952.00㎡、利用権設定に係るものが2件7筆138,473.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

第2回農用地利用集積計画の決定について、申出6件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第5号

○議長 日程第10 議案第5号 令和4年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 それでは私から、議案第5号 令和4年度最適化活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農林水産省経営局長通知第1の3では、各委員の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、各委員は活動記録簿に基づき、自ら点検・評価するとともに、その結果を4月末までに農業委員会に提出し、農業委員会は、各委員から提出された点検・評価の結果を5月末までに総会において点検・評価し、その結果を各委員に通知するものとされており、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、農業委員会は、5月末までに総会において点検・評価するものとされております。

それではまず、各委員の最適化活動の点検・評価についてですが、机上に配付している別紙様式3をご覧ください。

2. 農業委員会による点検・評価の、全体としての評語について少し説明させていただきます。

同じく机上に配付している別表「目標の達成状況の評語の適用方法」の右側をご覧ください。

これは、農林水産省経営局農地政策課長通知の別表になります。

例えば、表2の(1)成果目標の①農地の集積は、達成率が90%以上110%未満なら2点、②緑区分の遊休農地の解消は達成率が90%未満なら1点、③新規参入の促進は達成率が90%未満なら1点となっています。

(2)活動日数目標の①月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況(年間平均)は目標を上回ったら6点、②月当たりの最適化活動の日数(年間平均)は、6日未満なら0点となっています。

これらを合計すると10点、表1だと15点未満なので、評語は目標を下回る結果となったとなります。

次に、農業委員会の最適化活動の点検・評価については、議案をご覧ください。

また、先ほどの別表、目標の達成状況の評語の適用方法の左側についてもご覧ください。

1. 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積は、前年度末の集積率92.7%に対し、今年度末の集積率は92.3%、達成率は99.3%なので、3点。

(2)遊休農地の解消等は、解消実績はなかったので、1点。

(3) 新規参入の促進は、新規参入者への貸付等について所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積が評価対象ですが、そういった実績はなかったので、1点。

2. 最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数は、目標3日に対して実績は2.1日でしたが、これは評価対象外。

(2) 活動強化月間は、目標3回に対して3回以上実施したので、1点。

(3) 新規参入相談会への参加は、目標1回に対して実績がなかったので、0点。

これらを合計すると6点、表1だと5点以上10点未満なので、評語は、目標に対して期待どおりの結果が得られた、となり、3.点検・評価結果に記載のとおりです。

なお局長通知では、これらの点検・評価の結果を取りまとめ、6月末までに公表するものとされています。

取りまとめ結果については、6月に提案を予定しております。

私からは以上でございます。

○議長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

令和4年度最適化活動の点検・評価について、可とすることに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和5年度第2回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後3時54分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月31日

議長（会長）

署名委員

署名委員